

ゆとりという名の頂きを目指そう。

外貨で育てる定額年金保険

達成感FX

解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)

積立期間
2年
プラン



商品パンフレット 兼 契約締結前交付書面 〈契約概要／注意喚起情報〉

クレディ・アグリコル生命について

クレディ・アグリコル・グループの日本法人として

欧州で培ってきたバンカシュアランスの経験やノウハウを日本の皆さまにご提供してまいります

クレディ・アグリコル・グループの生命保険ビジネスは、本国フランスではバンカシュアランス(銀行窓口における生命保険販売)のバイオニアとしての地位を確立し、近年ではフランス国外でも積極的に事業を展開しています。ここ日本では、クレディ・アグリコル生命がそのビジネスの一翼を担っています。

欧州におけるバンカシュアランスのスペシャリストとして、クレディ・アグリコル・グループは、パートナーである販売会社の皆さまとの協力関係を深めることで、お客さまのニーズにお応えする商品やサービスをご提供してきました。

クレディ・アグリコル生命も、これらのバンカシュアランスの経験やノウハウを積極的に活用し、日本の保険市場に適合した「シンプル」、「革新的」かつ「上質」な商品およびサービスをご提供してまいります。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。



カスタマー
サービスセンター



0120-60-1221

受付時間:
月～金曜日 9:00～17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)



ご契約の際には、この「商品パンフレット 兼 契約締結前交付書面〈契約概要／注意喚起情報〉」のほか、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。

「契約締結前交付書面〈契約概要／注意喚起情報〉」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等についてご説明しています。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について
- 責任開始期について
- 死亡保険金をお支払いできない場合について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

募集代理店からのお知らせ

- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、募集代理店とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 募集代理店の取り扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知れた情報を必要な範囲において募集代理店の他の業務に利用する場合があります。
- 今回の保険募集に関する募集代理店とお客さまの取引が、募集代理店におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
- 個人年金保険契約の引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。
- 募集代理店は、解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)「達成感FX」の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては当社では個人年金保険をお申し込みいただけない場合があります。

詳しくは生命保険販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

【募集代理店】

株式会社りそな銀行

【共同募集代理店】

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

【引受保険会社】

クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター ☎0120-60-1221
Webサイト <http://www.ca-life.jp/>

【募集代理店】

 **りそな銀行**
RESONA

【引受保険会社】

 **CRÉDIT AGRICOLE**
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)「達成感FX」はクレディ・アグリコル生命保険株式会社を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

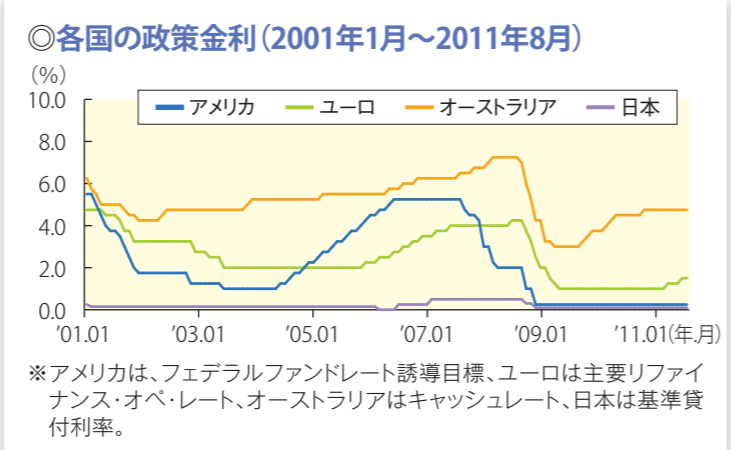
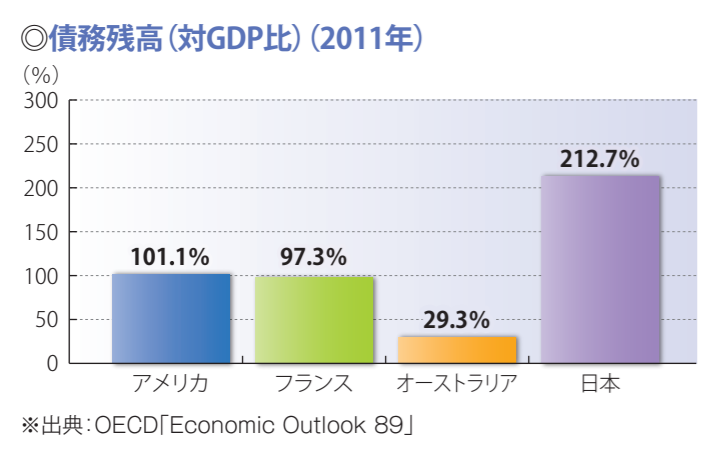


資産運用には興味があるけど、
 景気も思わしくない。
 何を選べばいいのかなあ…。



豪ドル建の固定金利で運用する生命保険は
 いかがですか？

オーストラリアは、経済が安定している世界屈指の資源国であり、通貨である豪ドルは長期トレンドが読みやすい上に好金利通貨と言われています。貿易相手は、中国や日本、アメリカ等が主ですが、近年は、新興国への輸出比率も高まっています。



◎オーストラリアの主な資源産出量(2010年予測値)

	シェア	ランキング
ボーキサイト	33.2%	第1位
鉄鉱石	17.5%	第2位
金	10.2%	第2位
チタン	17.0%	第1位

※出典:USGS(米国内務省地質調査所)「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2011」



⚠️ ご契約前に必ずご確認ください

解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)「達成感FX」は、クレディ・アグリコル生命保険株式会社(以下、当社とします)を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

■この商品における市場リスクについて

- この商品は、外国通貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、一時払保険料をお払い込みいただいた際の通貨、または、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払いする際の通貨が指定通貨と異なる場合、支払合計額がお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- この商品は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約払戻金額等の支払合計額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはご契約者または受取人に帰属しますのでご注意ください。

■ご負担いただく諸費用について

- この商品にかかる費用は、「契約時にご負担いただく費用」「積立期間中にご負担いただく費用」「年金支払期間中にご負担いただく費用」の合計額になります。また、「繰延べ期間中にご負担いただく費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。諸費用について詳しくは、契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>P12「7 諸費用について」をご覧ください。

■その他のご留意事項について

- プランにより、ご選択いただける指定通貨や付加できる特約が異なります。
- 契約後に指定通貨の変更はできません。また、指定通貨以外の外国通貨による解約払戻金、年金、死亡保険金等のお支払いはできません。
- 契約時において年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額にもとづき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。

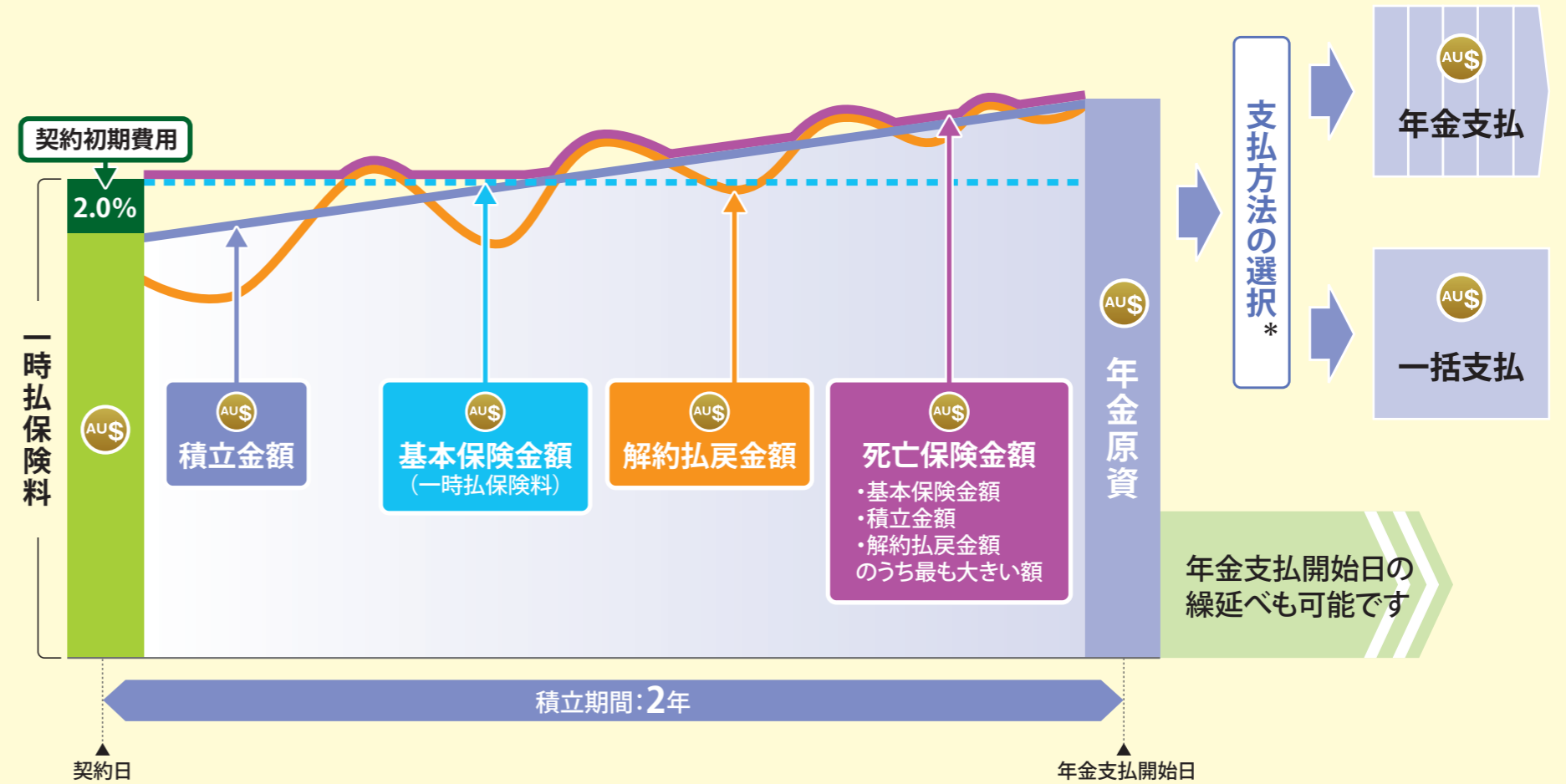
1 豪ドル建で安定運用

- 豪ドルを運用する通貨(指定通貨)とします。
- 一時払保険料をお払い込みいただく際の通貨は、豪ドル以外にも、円または米ドルをご選択いただけます。(保険料円入金特約、保険料外貨入金特約)
- 契約時に適用される積立利率で運用するため、豪ドル建の年金原資が確定しています。

- ⚠ 積立期間2年プランでご選択いただける指定通貨は豪ドルのみです。
- ⚠ 指定通貨以外の外国通貨による解約払戻金、年金、死亡保険金等のお支払いはできません。
- ⚠ 支払合計額は、為替の変動によりお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあります。



〈主契約のイメージ図〉



※ 上図はイメージ図であり、一部解約等が
※ 解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支
※ 契約時にご選択いただけるお支払方法

あった場合を想定しておりません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。
払いする際の通貨は、指定通貨(豪ドル)または円をご選択いただけます。(円支払特約、年金円支払特約)
は、確定年金(年金支払期間:5年)のみですが、年金支払開始日前であればお支払方法を変更することができます。

2 積立期間は2年

- 積立期間は2年、年金支払開始日以後のお支払いは年金もしくは年金原資の一括支払をご選択いただけます。また、年金支払開始日前であれば、お支払方法を変更することができます。
- 最短2か月、最長10年(被保険者の年齢で90歳)まで、1か月単位で年金支払開始日を繰延べることができます。

- ⚠ 契約時にご選択いただけるお支払方法は確定年金(年金支払期間:5年)のみです。
- ⚠ 繰延べ期間中の利率は、契約時に適用される積立利率とは異なります。



この商品に適用される当社

所定の為替レートは以下のとおりです。

「保険料外貨入金特約」を付加する場合	$(豪ドルTTM + 25\text{銭}) \div (米ドルTTM - 25\text{銭})$ <small><指定通貨(豪ドル)建の一時払保険料の計算方法> 例) 払込金額: 10,000米ドル、保険料外貨入金特約の為替レート: 1豪ドル=1.0625米ドルの場合 豪ドル建の一時払保険料=10,000米ドル÷1.0625=9,411.77豪ドル</small>
「保険料円入金特約」を付加する場合	TTM + 50銭
「円支払特約」または「年金円支払特約」を付加する場合	TTM - 3銭

※ 付加できる特約、為替レートについて詳しくは、契約

締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報> P10「4 特約について」をご確認ください。

3 死亡保険金の最低保証

- 年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の基本保険金額、積立金額、解約払戻金額のうち最も大きい額を死亡保険金としてお支払いします。

- ⚠ 死亡保険金の最低保証は豪ドル建によるものです。支払合計額は、為替の変動によりお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあります。



アラートサービスで
契約日から1年経過後算額の状況をお知らせ
ご覧ください。

1年後からウォッチ
より、105%から5%刻みで解約払戻金の円換
算額を提供しています。詳しくはP5を



アラートサービスは商品機能の一部ではなく、当社がご契約者に提供するサービスであり、解約払戻金の円換算額のお知らせするものです。

ご参考 アラートサービスについて

■当社が解約払戻金円換算額の状況を毎日チェックします。円支払特約の為替レートにより計算した解約払戻金円換算額が契約時の円建の一時払保険料に対して105%以上に到達した場合に、年金支払開始日前までの期間、5%刻み（アラート到達割合:105%・110%・115%…）で解約払戻金円換算額の状況をお知らせします。また、契約後に年金支払開始日を繰延べた場合は、繰延べ後の年金支払開始日前までサービスを延長します。

■契約日からその日を含めて1年経過後からサービスを開始し、各割合の初回の到達時のみ書面にてお知らせします。

※書面の発送は、各割合の初回の到達日の翌日から約5営業日以内に行います。

■ご利用に際しましては、お申し込みが必要となります。

※詳しくはカスタマーサービスセンターにお問い合わせください。


CRÉDIT AGRICOLE
 LIFE INSURANCE
 クレディ・アグリコル生命

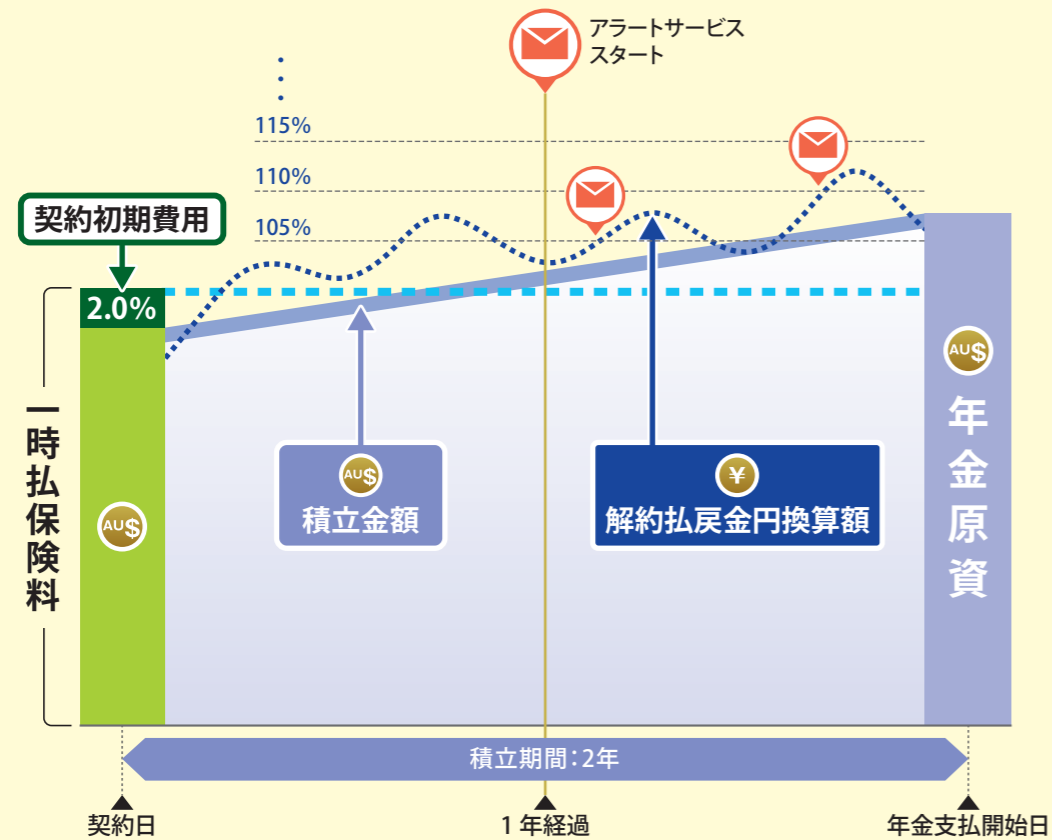
カスタマーサービスセンター

0120-60-1221

受付時間：
 月～金曜日 9:00～17:00
 （祝休日・年末年始の休日を除く）

アラートサービスご利用の際のイメージ図

例) 積立期間2年プランの場合



※上図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定しておりません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。



アラートサービスについてご注意いただきたい事項

- ・アラートサービスは商品機能の一部ではなく、当社がご契約者に提供するサービスです。また、アラート到達割合への到達と同時にお知らせするものではありません。
- ・書面の郵送は普通郵便により行います。郵送上の事故などによる本サービスの遅延、不能につきましては、当社では責任を負いません。
- ・アラートサービスは将来の利益や損失軽減を示唆、あるいは保証するものではありません。

契約締結前交付書面 <契約概要／注意喚起情報>

この書面は、保険業法にもとづき契約締結前にお客さまに交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を<契約概要>と<注意喚起情報>に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示し記載していますのでご確認ください。

項に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- 住所 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
☎ 0120-60-1221 <http://www.ca-life.jp/>
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

2 商品のしくみと特徴

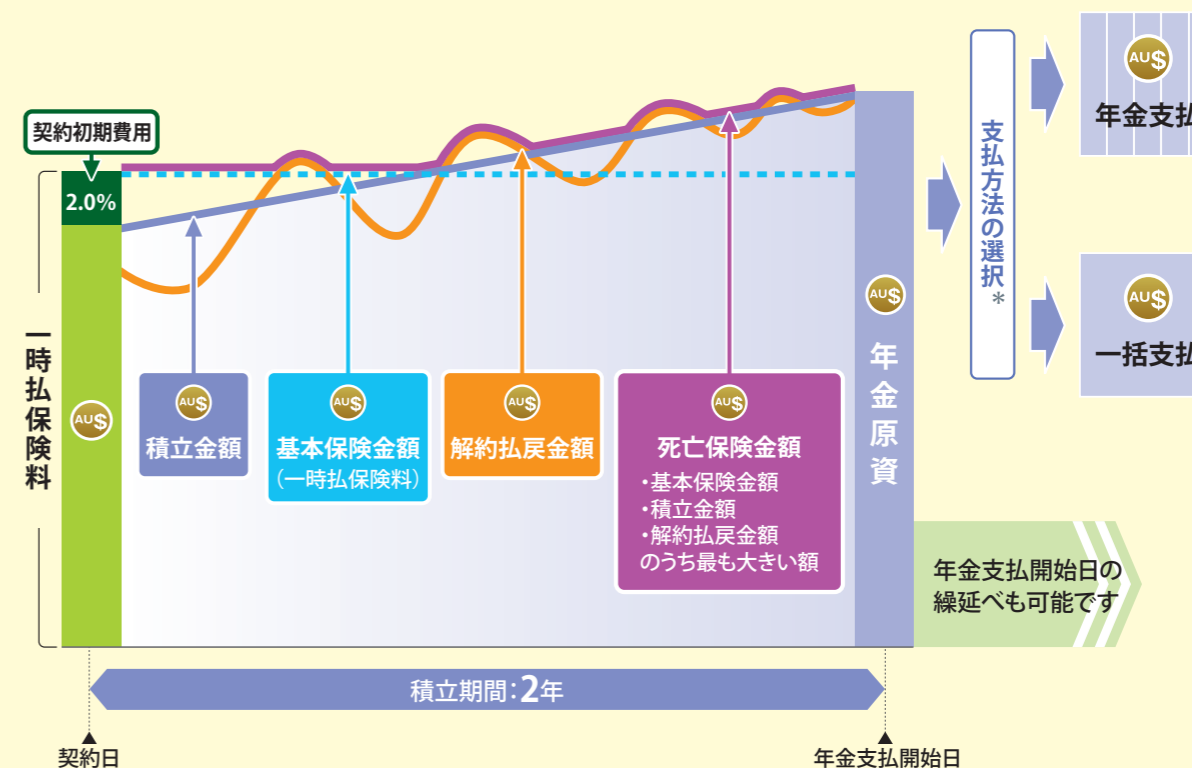
- この商品は、豪ドルを指定通貨として運用を行い、豪ドル建てで年金や解約払戻金をお支払いする、保険料一時払型の生命保険（個人年金保険）です。
- 積立利率は毎月2回（1日と16日）設定されます。ご契約の積立利率は契約日における積立利率を適用し、年金支払開始日の前日まで変更されることはありません。
- 年金の支払方法は、確定年金または保証期間付終身年金からご選択いただけます。また、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。
- 年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の基本保険金額、積立金額、解約払戻金額のうち最も大きい額を死亡保険金としてお支払いします。



注意

- ・この商品は、外国通貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、一時払保険料をお払いいただいた際の通貨、または、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払いする際の通貨が指定通貨と異なる場合、支払合計額がお払いいただいた一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。これらのリスクはご契約者または受取人に帰属しますのでご注意ください。
- ・この商品は、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約払戻金額に反映させます（市場価格調整）。そのため、解約払戻金額等の支払合計額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはご契約者に帰属しますのでご注意ください。
- ・プランにより、ご選択いただける指定通貨や付加できる特約が異なります。
- ・契約後に指定通貨の変更はできません。また、指定通貨以外の外国通貨による解約払戻金、年金、死亡保険金等のお支払いはできません。
- ・契約時において年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額にもとづき、年金支払開始日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算します。

〈主契約のイメージ図〉



※ 上図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定しておりません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。

※ 契約時にご選択いただけるお支払方法は、確定年金（年金支払期間：5年）のみですが、年金支払開始日前であればお支払方法を変更することができます。


3 保障内容について

・年金種類および年金支払開始年齢

■ 年金支払開始後のお支払方法は、下記の年金種類からご選択いただけます。また、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。また、年金支払開始日前であれば、ご契約者からのお申し出により、お支払方法を変更することができます。

年金種類		年金支払開始年齢
確定年金	あらかじめ定めた年金支払期間中、被保険者が生存されている限り年金をお支払いします。 【年金支払期間】5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年	2歳～90歳
保証期間付 終身年金	被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。 【年金保証期間】5年・10年・15年	20歳～90歳

※1回の年金額が1,000豪ドル、または10万円に満たない場合は、年金原資額をご契約者に一括でお支払いし、ご契約は消滅します。
 ※年金額が3,000万円（指定通貨建の場合は当社所定の為替レートにより円換算した年金額）を超える場合は、3,000万円を超える部分に対応する年金原資額を初回の年金額にあわせて一括で年金受取人にお支払いします。
 ※年金支払期間中または年金保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合については、下記「死亡時の保障」または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



注意

- ・契約時において年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額にもとづき、年金支払開始日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算します。
- ・指定通貨以外の外国通貨による年金のお支払いはできません。
- ・契約時にご選択いただける年金種類は確定年金（年金支払期間：5年）のみです。

・年金支払開始日の繰延べ

■ 年金支払開始日前であれば、ご契約者からのお申し出により、年金支払開始日の繰延べをすることができます。


■ 繰延べ後の年金支払開始日は、契約時の年金支払開始日からその日を含めて2か月後から10年後の範囲内の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日）とします。また、繰延べ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳を超える場合はお取り扱いできません。

■ 繰延べ中は、繰延べ前の年金原資額にもとづき、繰延べ前の年金支払開始日における当社の定める率で計算される責任準備金が積み立てられます。繰延べ期間中の死亡保険金額および解約払戻金額は責任準備金額となります。

・死亡時の保障

死亡保険金	年金支払開始日前	年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の基本保険金額、積立金額、解約払戻金額のうち最も大きい額を死亡保険金受取人にお支払いします。
死亡一時金	年金支払開始日以後	年金保証期間（確定年金については年金支払期間）中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存年金保証期間（残存年金支払期間）中の未払年金の現価相当額を一括して年金受取人にお支払いします。年金受取人から請求があった場合は、死亡一時金に代えて残存年金保証期間（残存年金支払期間）中、継続して年金をお支払いします。

※ 支払事由に該当し死亡保険金・死亡一時金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。



注意

- ・死亡保険金をお支払いできない場合について詳しくは、注意喚起情報のP.16「3 死亡保険金をお支払いできない場合について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ・指定通貨以外の外国通貨による死亡保険金等のお支払いはできません。

4 特約について

・遺族年金支払特約(08)

■ 年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金の一括支払に代えて、死亡保険金の全部または一部を確定年金として、死亡保険金受取人にお支払いすることができます。

■ この特約を付加した場合、円支払特約があわせて付加されます。指定通貨建のまま遺族年金をお支払いすることはできません。

・指定代理請求特約

■ 年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として、当社の承諾を得て年金・死亡一時金を請求することができます。

・保険料外貨入金特約

■ 豪ドルを指定通貨とする場合、入金用通貨（米ドル）で一時払保険料をお払い込みいただき、指定通貨（豪ドル）建の一時払保険料を計算して充当することができます。

・保険料円入金特約

■ お払い込みいただいた円建の一時払保険料をもとに指定通貨建の一時払保険料を計算して充当することができます。

・円支払特約

■ 指定通貨建の解約払戻金、死亡保険金等を円によりお支払いすることができます。

・年金円支払特約

■ 指定通貨建の年金を円によりお支払いすることができます。

・年金額分割払特約

■ 年金額を分割してお支払いすることができます。分割回数は、年2回、4回、12回からご指定いただけます。

■ この特約を付加した場合、年金円支払特約があわせて付加されます。指定通貨建のまま年金額を分割してお支払いすることはできません。

<当社所定の為替レート>

■ 各特約の当社所定の為替レートは下記の通りです。

指定通貨	入金用通貨	● 保険料外貨入金特約の為替レート
豪ドル	米ドル	契約日の{(豪ドルTTM*+25銭)÷(米ドルTTM*-25銭)}

指定通貨	● 保険料円入金特約の 為替レート	● 円支払特約の為替レート ● 年金円支払特約の為替レート
豪ドル	契約日のTTM*+50銭	円換算日のTTM*-3銭

※ 上記の為替レートは、将来変更されることがあります。

* 三井住友銀行が発表する、対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。募集代理店によっては、店頭で発表されている為替レートとは異なる場合がありますのでご注意ください。

5 解約払戻金について

- ご契約を解約または一部解約する場合、**市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)**。
- 解約払戻金額は、解約日または一部解約日における積立金額(一部解約の場合は一部解約請求金額)および市場価格調整率*にもとづいて計算した金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額 (一部解約請求金額)} \times \text{市場価格調整率*}$$

*市場価格調整率とは、解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて解約払戻金額を調整するための比率です。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{市場価格調整率} = \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率} + 0.5\%} \times \text{残存月数} / 12$$

※ 年金支払開始日の繰延べ期間中に解約または一部解約される場合には、市場価格調整を行いません。この場合、解約払戻金額は、解約日または一部解約日における責任準備金額(一部解約の場合は一部解約請求金額)となります。

- 一部解約後の積立金額(または責任準備金額)が下記を下回る場合は一部解約できません。

指定通貨	一部解約できる金額	一部解約後の積立金額(責任準備金額)
豪ドル	1,000豪ドル以上100豪ドル単位	10,000豪ドル

- 一部解約した場合の基本保険金額は、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて減額され、一部解約日の翌日以後は減額された基本保険金額が適用されます。



注意

- ・この商品は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約払戻金額(一部解約した場合、解約払戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額)が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・指定通貨以外の外国通貨による解約払戻金のお支払いはできません。
- ・解約払戻金額は、年金原資額を上回ることはありません。

6 配当金について

- この商品には、配当金はありません。

7 諸費用について

- この商品にかかる費用は、「契約時にご負担いただく費用」「積立期間中にご負担いただく費用」「年金支払期間中にご負担いただく費用」の合計額になります。また、「繰延べ期間中にご負担いただく費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

・契約時にご負担いただく費用

項目	内容	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用	ご契約の締結等のために必要な費用です。	一時払保険料に対し、 2%	契約時に一時払保険料より控除します。

・積立期間中にご負担いただく費用

- ご契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用については、保険関係費率としてあらかじめ控除したうえで積立利率を定めます。

・年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	内容	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用	年金のお支払いや管理等に必要な費用です。	支払年金額に対し、 1%	年金支払開始日以後、年1回の年金支払日に控除します。

※ 年金原資を一括でお支払いする場合、「年金管理費用」はかかりません。また、「年金管理費用」は、将来変更されることがあります。

・繰延べ期間中にご負担いただく費用

- ご契約の維持等に必要な費用については、あらかじめ控除したうえで利率を定めます。

・外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外国通貨でお支払いいただく際には銀行への振込手数料以外にも手数料をご負担いただくことがあります。また、年金等の受取人が年金等を外国通貨でお受け取りになる際にも手数料をご負担いただく場合があります。(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)

- 次の①～④の場合、下表の為替レートと通貨ごとの対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

①「保険料外貨入金特約」を付加し、米ドルでお支払いいただいた一時払保険料を豪ドル建の一時払保険料に充当する場合

指定通貨	入金用通貨	① 保険料外貨入金特約の為替レート
豪ドル	米ドル	契約日の{(豪ドルTTM*+25銭)÷(米ドルTTM*-25銭)}

②「保険料円入金特約」を付加し、一時払保険料を円でお支払いいただく場合

③「円支払特約」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合

④「年金円支払特約」を付加し、年金を円でお支払いする場合

指定通貨	② 保険料円入金特約の為替レート	③ 円支払特約の為替レート ④ 年金円支払特約の為替レート
豪ドル	契約日のTTM*+50銭	円換算日のTTM*-3銭

※ 上記費用は、将来変更されることがあります。

* 三井住友銀行が発表する、対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。募集代理店によっては、店頭で発表されている為替レートとは異なる場合がありますのでご注意ください。

8 引受条件について

項目	条件		
契約年齢	0歳～85歳(契約日における被保険者の満年齢)		
被保険者	ご契約者またはその配偶者もしくは2親等内の血族		
年金受取人	ご契約者または被保険者		
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族		
指定代理請求人	年金受取人の配偶者・直系血族・同居または生計を一にしている3親等内の親族の中から1名		
後継年金受取人	被保険者本人または被保険者の配偶者もしくは3親等内の親族		
一時払保険料	豪ドル	保険料外貨入金特約を付加した場合	保険料円入金特約を付加した場合
	10,000豪ドル以上、円換算額*1で3億円以下(100豪ドル単位)	10,000米ドル以上、円換算額*2で3億円以下(100米ドル単位)	100万円以上、3億円以下(1万円単位)
保険料の払込方法	一時払のみ		
積立期間	2年		
年金支払開始日の繰延べ	契約時の年金支払開始日からその日を含めて2か月後から10年後*3の範囲内(月単位)		
増額	お取り扱いしません。		
契約者貸付	お取り扱いしません。		

*1 申込月の前月末日におけるTTMで円換算した額です。

*2 申込月の前月末日におけるTTMで計算した指定通貨(豪ドル)建の一時払保険料を円換算した額です。

*3 繰延べ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳を超える場合はお取り扱いできません。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

ご負担いただく諸費用について

- この商品にかかる費用は、「契約時にご負担いただく費用」「積立期間中にご負担いただく費用」「年金支払期間中にご負担いただく費用」の合計額になります。また、「繰延べ期間中にご負担いただく費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

・契約時にご負担いただく費用

項目	内容	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用	ご契約の締結等のために必要な費用です。	一時払保険料に対し、 2%	契約時に一時払保険料より控除します。

・積立期間中にご負担いただく費用

- ご契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用については、保険関係費率としてあらかじめ控除したうえで積立利率を定めます。

・年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	内容	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用	年金のお支払いや管理等に必要な費用です。	支払年金額に対し、 1%	年金支払開始日以後、年1回の年金支払日に控除します。

※ 年金原資を一括でお支払いする場合、「年金管理費用」はかかりません。また、「年金管理費用」は、将来変更されることがあります。

・繰延べ期間中にご負担いただく費用

- ご契約の維持等に必要な費用については、あらかじめ控除したうえで利率を定めます。

・外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外国通貨でお払い込みいただく際には銀行への振込手数料以外にも手数料をご負担いただくことがあります。また、年金等の受取人が年金等を外国通貨でお受け取りになる際にも手数料をご負担いただく場合があります。(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)

- 次の①～④の場合、下表の為替レートと通貨ごとの対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

- ① 「保険料外貨入金特約」を付加し、米ドルでお払い込みいただいた一時払保険料を豪ドル建の一時払保険料に充当する場合

指定通貨	入金用通貨	① 保険料外貨入金特約の為替レート
豪ドル	米ドル	契約日の{(豪ドルTTM*+25銭)÷(米ドルTTM*-25銭)}

- ② 「保険料円入金特約」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
- ③ 「円支払特約」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ④ 「年金円支払特約」を付加し、年金を円でお支払いする場合

指定通貨	② 保険料円入金特約の為替レート	③ 円支払特約の為替レート ④ 年金円支払特約の為替レート
豪ドル	契約日のTTM*+50銭	円換算日のTTM*-3銭

※ 上記費用は、将来変更されることがあります。

* 三井住友銀行が発表する、対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。募集代理店によっては、店頭で発表されている為替レートとは異なる場合がありますのでご注意ください。

この商品の市場リスクについて

- この商品は、外国通貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、一時払保険料をお払い込みいただいた際の通貨、または、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払いする際の通貨が指定通貨と異なる場合、支払合計額がお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。これらのリスクはご契約者または受取人に帰属しますのでご注意ください。
- この商品は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約払戻金額等の支払合計額が一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはご契約者に帰属しますのでご注意ください。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

- この商品は、クーリング・オフ制度の適用対象となります。
- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。この場合、当社はお払い込みいただいた通貨でお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- 外国通貨で一時払保険料をお払い込みいただいた場合には、お受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)
- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、上記の期間内(8日以内の消印有効)に書面により当社宛にお申し出ください。
- お手続きについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

2 責任開始期・生命保険募集人の権限について

- お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすると承諾した場合には、一時払保険料相当額を当社が受け取った時(責任開始期)にさかのぼり、責任を開始します。なお、この商品では、責任開始日を契約日とします。
- 生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。担当者(生命保険募集人)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3 死亡保険金をお支払いできない場合について

・次のような場合には死亡保険金をお支払いできないことがあります。

- 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や、死亡保険金受取人またはご契約者の故意により被保険者を死亡させた場合
- 死亡保険金詐取目的による事故招致などの重大事由により、ご契約が解除された場合
- 詐欺によりご契約が取消しになった場合や、死亡保険金の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合

・死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この商品の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、死亡保険金を全額または削減してお支払いします。

4 解約払戻金について

- 解約払戻金について詳しくは、契約概要のP.11「5 解約払戻金について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

- 当社の業務または財産の状況の変化により、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。

6 新たな保険契約への乗換について

- 現在ご契約されている他の保険契約の解約・一部解約(減額)を前提に、新たな保険契約を申し込まれる場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。そのほか、現在のご契約の配当請求権が消滅したり、新たにお申し込みのご契約がお引き受けできない場合があるなど、お客さまに不利益となることがあります。

7 借入を前提としたご契約について

- 保険料を借入で調達した場合、お支払いする時期の市場価格調整率等によっては、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたご契約のお引き受けはしていません。

8 税金のお取り扱いについて

■ この商品の税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。この場合、以下の為替レートで外国通貨を円に換算した上で円建の生命保険と同様に取り扱われています。

対象		円換算日	換算時為替レート
一時払保険料		保険料受領日	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
年金	所得税の対象となるもの	年金支払日	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権確定日	TTB(対顧客直物電信買相場)
解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約・一部解約日	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となるもの		TTB(対顧客直物電信買相場)

※ 「円支払特約」または「年金円支払特約」を付加した場合、解約払戻金、死亡保険金および年金は当社の定める為替レートをを用いて円換算した金額が基準となります。

・生命保険料控除

■ お払い込みいただいた保険料は、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

※ その年に支払った生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この商品の場合、一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。なお、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

※ 年金受取人および死亡保険金受取人がご契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。

・解約・一部解約の差益にかかる税金

選択した年金種類	契約日から5年以内の 解約・一部解約	契約日から5年超の 解約・一部解約
確定年金	20%(所得税15%+住民税5%) の源泉分離課税	
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

・年金にかかる税金

契約内容	契約例			税金の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
受取人がご契約者 本人の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+住民税
	本人	配偶者	本人	
受取人がご契約者 以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金支払開始時:贈与税 年金受取時:所得税(雑所得)+住民税

・死亡保険金にかかる税金

ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税



注意

税務については、2011年8月末現在の税法・税務取扱にもとづく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取扱については、税理士などの専門家または所轄の税務署等にご確認ください。

9 生命保険に関する苦情・相談について

■ 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

■ この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

■ (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>)

※ 「生命保険相談所」または全国各地の「連絡所」への連絡先については、上記ホームページアドレス、または、当社カスタマーサービスセンター(フリーコール 0120-60-1221)でご照会ください。

■ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10 年金・死亡保険金等のお支払いに関する手続等の留意事項

■ 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・死亡保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■ お客さまからのご請求に応じて死亡保険金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金等の支払事由が生じた場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

■ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。



カスタマー
サービスセンター



0120-60-1221

受付時間:
月~金曜日 9:00~17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)



注意

ご検討・お申し込みの際には、この「商品パンフレット 兼 契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」のほか、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください、大切に保管してください。